

粕屋町学校給食センターにおける「土壌汚染対策法」及び「廃棄物処理法」等に基づき実施した調査等の履歴

準拠する法的根拠		業務内容	請負者	2014 (H26) 年				2015 (H27) 年				2016 (H28) 年				2017 (H29) 年				2018 (H30)				2019 (H31・R1)				2020 (R2)				2021 (R3)				2022 (R4)				経緯等
				1 半 期	2 半 期	3 半 期	4 半 期	1 半 期	2 半 期	3 半 期	4 半 期	1 半 期	2 半 期	3 半 期	4 半 期	1 半 期	2 半 期	3 半 期	4 半 期	1 半 期	2 半 期	3 半 期	4 半 期	1 半 期	2 半 期	3 半 期	4 半 期	1 半 期	2 半 期	3 半 期	4 半 期	1 半 期	2 半 期	3 半 期	4 半 期					
●	●	土壌汚染地歴調査	基礎地盤コンサルタンツ				3月●																											事前調査において、廃棄物より鉛(アジア航測㈱実施分)が検出されていたことを受けて、土壌汚染対策法第4条の調査命令の対象となる。当該命令を受けて行われた土壌汚染地歴調査である。						
		土壌汚染状況調査(その1)	基礎地盤コンサルタンツ				3月●																										敷地全体で土壌汚染調査が必要であったが、給食センター供用中であったため、工事時期ごとに、分割して土壌汚染調査を行うこととなった。本調査は、その1回目の調査である。調査の結果、すべての地点で基準適合であった。							
		土壌汚染状況調査(その2)	西松建設					8月●																									本調査は、土壌汚染2回目の調査である。調査の結果、すべての地点で基準適合であった。							
		●	●	廃掃法指定区域における形質変更に伴う事前調査	西松建設					8月●																								「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づく事前調査である。						
		●	●	廃掃法指定区域における形質変更に伴う工事中モニタリング業務	西松建設						9月																							「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づく工事中モニタリングである。						
		●	●	土壌汚染状況調査(その3)	アースアプレイザル九州																													本調査は、土壌汚染3回目の調査である。調査の結果、すべての地点で基準適合であった。						
		●	●	廃掃法指定区域における形質変更に伴う工事中モニタリング業務	西松建設																													「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づく工事中モニタリングである。						
		●	●	土壌汚染状況調査(その4)	アースアプレイザル九州																													本調査は、土壌汚染4回目の調査である。調査の結果、すべての地点で基準適合であったため、土壌汚染対策法の指定区域は受けていない。						
		●	●	廃掃法指定区域における形質変更に伴う工事後モニタリング業務(2年間)	西松建設																													「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づく工事後モニタリングである。						
●	●	廃掃法指定区域における形質変更に伴う工事後モニタリング業務(3年間延長)	西松建設																													上記結果より、粕屋町学校給食共同調理場建設地有害物対策委員会委員長である松藤康司氏(福岡大学名誉教授)を含めて協議を行い、工事後2年終了後も町の任意としてモニタリングを実施している。以降については、基準値超過分を引き続き3年間モニタリング予定								